

## 都市計画案の縦覧

都市計画課 ☎66・1142

柏原町地内の柏原工業用地  
地区計画案を縦覧します。

縦覧内容について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに市長宛に意見書を提出することが出来ます。

縦覧期間 8月16日(水)～30日(水)

縦覧場所 都市計画課

## 建築基準法の改正に伴う地区計画の変更について

都市計画課 ☎66・1142

都市緑地法等の一部を改正する法律で平成30年4月1日に建築基準法の一部改正が施行されます。それに伴い建築基準法の引用箇所について、施行日に合わせ地区計画の変更を行う予定です。

※今回の変更で地区計画の内容に変更はありません。  
変更する地区計画 春日浦地区計画、民成工業用地地区計画  
変更内容 建築基準法別表第2から引用する条項の修正

## 春日浦住宅地の価格を見直しました

財務課 ☎66・1158

1平方メートルあたり約4千円安くなった新価格で、入札での売却を行います。

申し込み 7月31日(月)～8月8日(水)に所定の申込書(財務課・市ホームページにあります)、必要書類を直接、財務課へ。

保証金 申し込み後、規定の入札保証金が必要

入札日 8月10日(木)

## 無戸籍者の解消のための相談窓口

市民課 ☎66・1109

日本国民であるにもかかわらず戸籍に記載されていない(事情があつてお子さんの出生届を出していない)方について、戸籍に記載されるための手続きの相談窓口は次のとおりです。

相談窓口 名古屋法務局豊橋支局 ☎0532・54・927

(8・11・日・祝日除く)

## 70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります！

8月診療分から国民健康保険・後期高齢者医療の自己負担限度額が変更となります。

高額療養費(8月～平成30年7月) ※ 網掛け部分が変更部分

区分	所得要件	外来 + 入院 (世帯ごと)	
		外来 (個人ごと)	
現役並所得	住民税課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当※2)は44,400円
一般	住民税課税所得 145万円未満(※1)	14,000円 年間上限144,000円	57,600円 (多数該当※2)は44,400円
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯 所得一定以下		15,000円

### ○国民健康保険

- ※1・同一世帯の70歳以上の該当者の収入の合計が520万円未満(1人の場合は383万円未満)の場合も含む。  
・昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいて、かつ70～74歳の方の総所得金額などから33万円を控除した合計額が210万円以下の場合も含む。
- ※2・過去12カ月以内に限度額を超えた回数が4回以上になると多数該当になります。

### ○後期高齢者医療

- ※1・同一世帯に被保険者およびそのほかにも70歳以上の方がいる場合は収入の合計額が520万円未満(1人の場合は収入383万円未満)の場合も含む。  
・昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいて、かつ被保険者全員の総所得金額などから33万円を控除した合計額が210万円以下の場合も含む。
- ※2・過去12カ月以内に限度額を超えた回数が4回以上になると多数該当になります。

保険年金課 国民健康保険 ☎66・1103  
後期高齢者医療 ☎66・1102

◎休日市役所窓口センター 土・日・祝日(年末年始を除く)午前8時30分～午後5時 ☎66・1111  
戸籍関係の証明書の交付・届出や市税の証明書の交付・納付などができます。